

香川県報



第 27 号

平成 15 年

4 月 8 日（火曜日）

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

| | | | |
|----|---|---------|----|
| 告示 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請（二件） | （環境管理課） | 一 |
| 請 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 | （環境管理課） | 一 |
| 請 | 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 | （障害福祉課） | 五 |
| | 知的障害者福祉法の規定による事業者及び施設の指定 | （"） | 八 |
| | 児童福祉法の規定による事業者の指定 | （"） | 九 |
| | 漁業災害補償法の規定による漁業共済加入区の設定 | （水産課） | 一〇 |
| | 平成十五年度及び平成十六年度に香川県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札に参加しようとする者の追加受付 | （土木監理課） | |
| 公 | 河川区域の廃止による荒川敷地等の発生 | （河川砂防課） | |
| 告 | 土地改良事業の認可 | （土地改良課） | |
| | 土地改良区の合併の認可 | （"） | 一一 |
| | 基本測量を終了した旨の通知（二件） | （土木監理課） | |
| | 都市計画図書の写しの縦覧 | （都市計画課） | |
| | 選挙管理委員会告示 | | |
| | ●個人演説会等を開催することができる施設として指定した旨の報告（三件） | | 一二 |
| | ●個人演説会等を開催することができない施設としての指定を取り消した旨の報告 | | 一二 |

告（二件）

告示

香川県告示第一百十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 母體の概要

(1) 母體者の住所及び名称並びに代表者の氏名

坂出市昭和町2丁目7番9号

株式会社カワニール

代表取締役 夏田 栄則

(2) 事業場の所在地及び名称

坂出市昭和町2丁目7番9号

株式会社カワニール

(3) 特定施設に関する事項

| 種 類 | 類 別 | 原 料 |
|--|------------------------------|-------|
| 動物系飼料及び動植物油脂の製造業の用に供する原料処理施設並びに死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設 | 牛専用 2t/h 1基 死亡牛専用 2t/h 1基 | |
| 能 力 | 許可後 | |
| 工 期 | 着手予定年月日 | 許可後 |
| 工 期 | 完成予定年月日 | 着手後3月 |
| 等 | 使用開始予定年月日 | 完成後 |

| | | | | |
|--------------------------------|--------------------------------|--|-----------|------------------|
| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 通常 | 最大 | |
| | 水素イオン濃度 | 6~8 | 6~8 | |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 1,280 | 1,550 | |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 570 | 660 | |
| | 浮遊物質 (mg/ℓ) | 1,050 | 1,200 | |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 350 | 430 | |
| | りん含有量 (mg/ℓ) | 60 | 80 | |
| | ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ) | 100 | 2,300 | |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 2,000 | 3,000 | |
| | 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | 0.18 | 0.3 | |
| | 種 類 | 動物系飼料製造業の用に供する真空濃縮施設及び動物油脂の製造業の用に供する原料処理施設 | 能 力 | 死亡牛専用 4t/1.5h 1基 |
| | | | 工 期 | 工事着手予定年月日 許可後 |
| 等 使用開始予定年月日 | | | 着手後3月 完成後 | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | | | 連続2時間 | |
| 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | | | 通常 0 最大 0 | |

| | | | |
|-------------------------|---------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 特定施設の使用の方法について参照となるべき事項 | | 製造された油脂は、全量次工程で処理される。 | |
| 種 類 | 動物系飼料及び動物油脂の製造業の用に供する圧搾施設 | 能 力 | 牛専用 2t/h 1基 死亡牛専用 2t/h 1基 |
| | | 工 期 | 工事着手予定年月日 許可後 工事完成予定年月日 着手後3月 |
| 等 使用開始予定年月日 | 完成後 | 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 牛専用 連続8時間 死亡牛専用 連続3時間 |
| | | 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | 通常 0 最大 0 |

| | | | |
|-----|-------------------|--------------------------------|---|
| 種 類 | 動物油脂製造業の用に供する分離施設 | 能 力 | 牛専用 1t/h 1基 牛専用 1t/h 2基 死亡牛専用 1t/h 2基 |
| | | 工 期 | 工事着手予定年月日 許可後 |
| | | 等 使用開始予定年月日 | 着手後3月 完成後 |
| | | 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 牛専用 連続8時間 死亡牛専用 連続3時間 |
| | | 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | 通常 0 最大 0 |

| | | | |
|-------------------------|--------------------------------|---|---------|
| 特定施設の使用の方法について参照となるべき事項 | | 製造された油脂及び取り除かれた油分は、全量製品となる。 | |
| 種 | 類 | 動物物飼料製造業の用に供する水洗式脱臭施設 | |
| 能 | 力 | 牛シソタ専用 740 ^{mm} /Hg 1基 死亡牛専用 740 ^{mm} /Hg 1基 | |
| | 工事着手予定年月日 | 許可後 | |
| 期 | 工事完成予定年月日 | 着手後3月 | |
| | 使用開始予定年月日 | 完成後 | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | | 牛シソタ専用 連続7時間 死亡牛専用 連続3時間 | |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 | 7.0~7.6 | 7.0~7.6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 280 | 300 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 235 | 250 |
| | 浮遊物質質量 (mg/ℓ) | 140 | 170 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 240 | 280 |
| | りん含有量 (mg/ℓ) | 20 | 30 |
| | ノルマルヘキサゲン抽出物質 (mg/ℓ) | 30 | 40 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 7,000 | 10,000 |
| | 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | 41.875 | 47.875 |
| 種 | 類 | 共同排水処理施設 | |
| 能 | 力 | 300 m ³ /日 1基 | |

| | | | |
|-------------------------|--------------------------------|--|---------|
| 工 | 工事着手予定年月日 | 既設 | |
| | 工事完成予定年月日 | 既設 | |
| 期 | 使用開始予定年月日 | 許可後 | |
| | 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 連続24時間 | |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 | 6.8~7.4 | 6.8~7.4 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 18 | 20 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 18 | 20 |
| | 浮遊物質質量 (mg/ℓ) | 13 | 15 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 60 | 120 |
| | りん含有量 (mg/ℓ) | 1 | 2 |
| | ノルマルヘキサゲン抽出物質 (mg/ℓ) | 5 | 10 |
| | 大腸菌群数 (個/cm ³) | 1,000 | 3,000 |
| | 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | 80 | 94 |
| 特定施設の使用の方法について参照となるべき事項 | | 他社の特定事業場より製造排水0.125 m ³ /日を受け入れ、共同排水処理施設において処理する。 | |
| (4) 汚水等の処理施設に関する事項 | | | |
| 種 | 類 | 共同排水処理施設 | |
| 能 | 力 | 300 m ³ /日 | |
| 汚水等の処理方式 | | 標準活性汚泥法 + 凝集沈殿 | |

| | | |
|-----------|-----------|----|
| 工 期 等 | 工事着手予定年月日 | 既設 |
| | 工事完成予定年月日 | 既設 |
| 使用開始予定年月日 | 許可後 | |

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 連続24時間

| 処理前及び処理後の汚水等の汚染状態 | 項目 | 処 理 前 | | 処 理 後 | |
|--------------------------------|----|---------|---------|---------|---------|
| | | 通 常 | 最 大 | 通 常 | 最 大 |
| 水素イオン濃度 | | 7.0~7.6 | 7.0~7.6 | 6.8~7.4 | 6.8~7.4 |
| 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | | 280 | 300 | 18 | 20 |
| 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | | 235 | 250 | 18 | 20 |
| 浮遊物質濃度 (mg/ℓ) | | 140 | 170 | 13 | 15 |
| 窒素含有量 (mg/ℓ) | | 240 | 280 | 60 | 120 |
| りん含有量 (mg/ℓ) | | 20 | 30 | 1 | 2 |
| ノルマルヘキサソ抽出物質 (mg/ℓ) | | 30 | 40 | 5 | 10 |
| 大腸菌群数 (個/cml) | | 7,000 | 10,000 | 1,000 | 3,000 |
| 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | | 80 | 94 | 80 | 94 |

(5) 排出水の汚染状態及び量 変更なし。

(備考) 今回の申請は、製品の安全性確保の為に従来の施設を3種類に分割するものである。また、他社の特定事業場の排水水を共同排水処理施設で受け入れるが、水洗式脱臭施設において使用水量の減少に伴い汚水量が減少するため、当該事業場から排出される排水水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成15年4月8日から
平成15年4月29日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境経済部環境交通課
香川県三豊郡三豊町三豊一丁目1番1号

「香川県の環境の恵沢の充ちたこと」を旨として、同法第四十一条の規定によりその概要を次のとおり公表する。

なお、この排水処理施設を建設するに当たっては、建設工事の進捗の状況について、関係機関との連携を図り、関係機関との連携を図る。

平成十一年四月八日

香川県長 眞 塚 裕 昭

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

高松市鬼無町鬼無158番地

香川シームレス株式会社

取締役社長 金地 行雄

- (2) 事業場の所在地及び名称

綾歌郡飯山町東小川1985-2

香川シームレス株式会社 土器川工場

- (3) 特定施設に関する事項

| 種 類 | 力 |
|--------------------------------|-----------------------------|
| 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する染色施設 | 80kg/回、50kg/回、30kg/回、15kg/回 |

| | | | |
|--------------------------------|--------------------|---------|---------|
| 工 期 等 | 工事着手予定年月日 | 許可日 | |
| | 工事完成予定年月日 | 着手後1月 | |
| 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 使用開始予定年月日 | 完成日 | |
| | 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 | 断続8時間 | |
| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 通常 | 最大 |
| | 水素イオン濃度 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 250 | 400 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 300 | 400 |
| | 浮遊物質濃度 (mg/ℓ) | 200 | 400 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 30 | 60 |
| 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | りん含有量 (mg/ℓ) | 7 | 8 |
| | | 314 | 338 |

(備考) 今回の申請に伴い、既設特定施設の使用方法を変更するとともに一部既設特定施設を廃止するため、当該事業場から排出される排水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成15年4月8日から
平成15年4月29日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
飯山町住民生活課

香川県告示第二百一十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法第五十二条四項の規定によりその構造を次のとおり変更する。

なお、この特定施設の構造等の変更によることが環境に及ぼす影響についてこの調査の結果に基づいて審査結果を説明する書面を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十五年四月八日

香川県長 眞 塚 昭 信

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名
高松市鬼無町鬼無158番地
香川シームレス株式会社
取締役社長 金地 行雄
- (2) 事業場の所在地及び名称
綾歌郡飯山町川原825 - 1
香川シームレス株式会社
- (3) 変更しようとする事項の内容
一部特定施設を廃止し、残る特定施設の運転回数を増加させるものである。
- (4) 特定施設に関する事項

| 種 | 類 | 供給する染色施設 |
|-------------|-----------|--|
| 能 | 力 | 80kg/回 2基、50kg/回 1基、30kg/回 3基、30kg/回 1基、25kg/回 1基、15kg/回 1基、1.5kg/回 1基 |
| 工 期 等 | 工事着手予定年月日 | 既設 |
| | 工事完成予定年月日 | 既設 |
| | 使用開始予定年月日 | 許可日 |

| 排出される汚水等の汚染状態 | 項目 | 変更前 | | 変更後 | |
|--------------------------------|-------------------|-----|-----|-----|-----|
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| (5) 排出水の汚染状態及び量 | 水素イオン濃度 | 4~7 | 4~7 | 4~7 | 4~7 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 200 | 320 | 200 | 320 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 250 | 320 | 250 | 320 |
| | 浮遊物質 (mg/ℓ) | 30 | 50 | 30 | 50 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 7 | 8 | 7 | 8 |
| | りん含有量 (mg/ℓ) | 30 | 60 | 30 | 60 |
| 排出される汚水等の量 (m ³ /日) | | 100 | 103 | 145 | 150 |

| 変更前及び変更後の排出水の汚染状態 | 項目 | 変更前 | | 変更後 | |
|-------------------|-------------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 通常 | 最大 | 通常 | 最大 |
| (5) 排出水の汚染状態及び量 | 水素イオン濃度 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 | 5.8~8.6 |
| | 生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 化学的酸素要求量 (mg/ℓ) | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 浮遊物質 (mg/ℓ) | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 窒素含有量 (mg/ℓ) | 30 | 60 | 30 | 60 |

| 排出水の量 (m ³ /日) | りん含有量 (mg/ℓ) | 5 | 5 | 5 |
|---------------------------|--------------|-----|-----|-----|
| 210 | 5 | 215 | 210 | 215 |

(備考) 一部特定施設を廃止し、残る特定施設の運転回数を増加させるため、当該事業場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成15年4月8日から
平成15年4月29日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課
飯山町住民生活課
香川県北条線二四十九号
身体障害者福祉社(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定図を当該事業者を次のとおり指定した。
平成十五年四月八日

香川県知事 眞 鏡 武 紀

| 指定事業所 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | サークルの種類 |
|-------------------------|--|-----------------------------|-------------|-----------|
| 三三〇〇〇一 一〇〇六六一 一一一 | 株式会社コムスン 丸亀ケアセンター 丸亀市郡家町一八三三 | 株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番五号 | 平成十五年三月三十一日 | 身体障害者居宅介護 |
| 三三〇〇〇一 一〇〇六六一 一一一 | 株式会社コムスン 丸亀ケアセンター (六ツ松サテライト) 三豊郡高瀬町大字下勝間字六ツ松一 | 株式会社コムスン 東京都港区六本木四丁目八番五号 | 平成十五年三月三十一日 | 身体障害者居宅介護 |

| | | | | |
|----------------------------------|---|--|---------------------|---------------|
| 三三〇〇〇一 | 山本町 | 山本町 | 平成十五年 | 身体障害者居宅 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七三二 一〇〇七三三 一八 | 城山ホームヘルパ ーステーション 坂出市川津町一九 八六番地二二 | 社会福祉法人敬世 会 坂出市川津町一九 八六番地二二 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七〇一 一〇〇七〇二 一四 | 目六番一―号 坂出市白金町三丁 | 医療法人社団響会 坂出市白金町三丁 目六番一―号 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇六九一 一六 | だいとう 綾歌郡綾南町大字 畑田六九六番地一 三 | 有限会社大東タク シ 綾歌郡綾南町大字 畑田六九六番地一 三 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇六八二 一八 | 綾歌郡国分寺町新 居一七九二一 | 株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番五号 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇六七二 一〇 | 愛媛県川之江市上 分町三五八番地一 | 株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番五号 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇六七二 一〇 | 観音寺ケアセンタ ー(川之江サテラ イト) | 株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番五号 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇六七二 一〇 | 観音寺ケアセンタ ー(川之江サテラ イト) | 株式会社コムスン 東京都港区六本木 四丁目八番五号 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |

| | | | | |
|------------------------|--|--|---------------------|-----------------|
| 一〇〇七四二 一六 | 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地 | 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地 | 三月三十一 日 | 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七六一 一一 | ずいしょう指定訪 問介護事業所 大川郡白鳥町白鳥 二九八四番地 | 社会福祉法人瑞祥 会 大川郡白鳥町白鳥 二九八四番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七八一 一七 | 府中介護サービス 坂出市府中町九六 九番地の一 | 有限会社府中タク シ 坂出市府中町九六 九番地の一 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七九一 一五 | 指定訪問介護事業 所あすか 大川郡大内町川東 八八番地 | 株式会社アイ・デ ィー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七一 二〇 | デイサービスセン ター志度玉浦園 さぬき市志度一六 一〇番地 | 社会福祉法人志度 玉浦園 さぬき市志度一六 一〇番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者デイ サービス |
| 三七〇〇〇一 一〇〇〇四一 三一 | 身体障害者授産施 設朝日園 木田郡三木町大字 池戸九三一番地六 | 社会福祉法人朝日 園 高松市前田東町五 八五番地五 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者短期 入所 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七二 三六 | 志度玉浦園身体障 害者短期入所事業 所 さぬき市志度一六 一〇番地一 | 社会福祉法人志度 玉浦園 さぬき市志度一六 一〇番地一 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者短期 入所 |
| 三七〇〇〇一 一〇〇七七 三五 | 特別養護老人ホ ム小豆島老人ホ ム 小豆郡土庄町湊崎 字西岡甲五一八番 地 | 小豆地区広域行政 事務組合 小豆郡土庄町湊崎 甲二二五五番地一 | 平成十五年 三月三十一 日 | 身体障害者短期 入所 |

香川県告示第二百二十号
 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項及び第十五条の十一第一項の規定により、指定居宅支援事業者、指定知的障害者更生施設及び指定特定の障害者授産施設を次のとおり指定した。
 平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| | | | | |
|-----------------------|---|--|---------------------|---------------|
| 指定事業所番号 | 事業所（施設）の名称及び所在地（設置の場所） | 申請者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地 | 指定年月日 | サービスの種類 |
| 三七〇〇二 一〇〇六九一 一五 | だいたう 綾歌郡綾南町大字 畑田六九六番地一 三 | 有限会社大東タク シ 綾歌郡綾南町大字 畑田六九六番地一 三 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇二 一〇〇七〇一 一三 | 医療法人社団響会 林内科呼吸器科医 院 坂出市白金町三丁 目六番一―号 | 医療法人社団響会 坂出市白金町三丁 目六番一―号 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇二 一〇〇七四一 一五 | 山本町 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地 | 山本町 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇二 一〇〇七六一 一〇 | ずいしよ指定訪 問介護事業所 大川郡白鳥町白鳥 二九八四番地 | 社会福祉法人瑞祥 会 大川郡白鳥町白鳥 二九八四番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇二 一〇〇七八一 一六 | 府中介護サービス 坂出市府中町九六 九番地の一 | 有限会社府中タク シ 坂出市府中町九六 九番地の一 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者居宅 介護 |
| 三七〇〇二 | 指定訪問介護事業 | 株式会社アイ・デ | 平成十五年 | 知的障害者居宅 |

| | | | | |
|-----------------------|--|---|---------------------|-----------------|
| 一〇〇七九一 一四 | 所あすか 大川郡大内町川東 八八番地 | イー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地 | 三月三十一 日 | 介護 |
| 三七〇〇二 一〇〇二三一 二二 | 地域支援センター まるやま 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 社会福祉法人三豊 広域福祉会 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者デイ サービス |
| 三七〇〇二 一〇〇〇八一 三一 | 白鳥園和光寮 大川郡白鳥町松原 一四〇〇番地一 | 社会福祉法人恵愛 福祉事業団 大川郡白鳥町松原 九六一番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者短期 入所 |
| 三七〇〇二 一〇〇〇九一 三九 | 香川県ふじみ園更 生寮 綾歌郡飯山町東坂 元三六六七番地 | 香川県 高松市番町四丁目 一一〇 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者短期 入所 |
| 三七〇〇二 一〇〇〇五一 三六 | 白鳥園青年寮 大川郡白鳥町松原 一四〇〇番地一 | 社会福祉法人恵愛 福祉事業団 大川郡白鳥町白鳥 九六一番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者短期 入所 |
| 三七〇〇二 一〇〇一六一 三四 | 香川県ふじみ園授 産寮 綾歌郡飯山町東坂 元三六六七番地 | 香川県 高松市番町四丁目 一一〇 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者短期 入所 |
| 三七〇〇二 一〇〇二三一 三〇 | 地域支援センター まるやま 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 社会福祉法人三豊 広域福祉会 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者短期 入所 |
| 三七〇〇二 一〇〇七五一 三八 | 国立療養所香川小 児病院 善通寺市善通寺町 二六〇三番地 | 国立療養所香川小 児病院 善通寺市善通寺町 二六〇三番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者短期 入所 |

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百一十一号
 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指
 定居宅支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十五年四月八日

| | | | | |
|-----------------------|--|---|---------------------|-------------------|
| 三七〇〇二 〇〇〇二一 三四 | なかまの里 綾歌郡分寺町新 名二二〇九番地四 | 社会福祉法人なか まの里福祉会 綾歌郡分寺町新 名二二〇九番地四 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者短期 入所 |
| 三七〇〇二 一〇〇六一 四六 | 白鳥の家 大川郡白鳥町松原 一五三四番地一五 四六 | 社会福祉法人恵愛 福祉事業団 大川郡白鳥町白鳥 九六一番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者地域 生活援助 |
| 三七〇〇二 一〇〇六一 四四 | 第二白鳥の家 大川郡白鳥町松原 一六九〇番地七 四四 | 社会福祉法人恵愛 福祉事業団 大川郡白鳥町白鳥 九六一番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者地域 生活援助 |
| 三七〇〇二 一〇〇六一 四一 | 山の家 大川郡白鳥町松原 七三五番地三 四一 | 社会福祉法人恵愛 福祉事業団 大川郡白鳥町白鳥 九六一番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者地域 生活援助 |
| 三七〇〇二 〇〇〇三三 一一 | 地域支援センター まるやま 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 社会福祉法人三豊 広域福祉会 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 平成十五年 三月三十一 日 | 知的障害者入所 更生施設 |
| 三七〇〇二 〇〇〇二四五 三四 | ドリームパラダイ ス 綾歌郡宇多津町二 六二八番地九七四 | 社会福祉法人ドリ ーム 綾歌郡宇多津町二 六二八番地九七四 | 平成十五年 三月三十一 日 | 特定知的障害者 通所授産施設 |

| | | | | |
|----------------------|---|---|---------------------|--------------|
| 三七〇〇三 一〇〇六五 二〇 | あすなる 大川郡白鳥町松原 一四〇〇番地一 二〇 | 社会福祉法人恵愛 福祉事業団 大川郡白鳥町白鳥 九六一番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童デイサービ ス |
| 三七〇〇三 一〇〇七九 一三 | 指定訪問介護事業 所あすか 大川郡大内町川東 八八番地 | 株式会社アイ・デ ィー・エム 高松市桜町一丁目 三六一番地四 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童居宅介護 |
| 三七〇〇三 一〇〇七八 一五 | 府中介護サービス 坂出市府中町九六 九番地の一 | 有限会社社中タク シー 坂出市府中町九六 九番地の一 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童居宅介護 |
| 三七〇〇三 一〇〇七六 一九 | ずいしょう指定訪 問介護事業所 大川郡白鳥町白鳥 二九八四番地 | 社会福祉法人瑞祥 会 大川郡白鳥町白鳥 二九八四番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童居宅介護 |
| 三七〇〇三 一〇〇七四 一四 | 山本町 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地 | 山本町 三豊郡山本町大字 財田西三七五番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童居宅介護 |
| 三七〇〇三 一〇〇七〇 一二 | 医療法人社団響会 林内科呼吸器科医 院 坂出市白金町三丁 目六番一―号 | 医療法人社団響会 坂出市白金町三丁 目六番一―号 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童居宅介護 |
| 三七〇〇三 一〇〇六九 一四 | だいとう 綾歌郡綾南町大字 畑田六九六番地一 三 | 有限会社大東タク シー 綾歌郡綾南町大字 畑田六九六番地一 三 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童居宅介護 |

| | | | | |
|-----------------------|--|--|---------------------|--------|
| 三七〇〇三 一〇〇六四一 三一 | 白鳥園 大川郡白鳥町松原 一四〇〇番地一 | 社会福祉法人恵愛 福祉事業団 大川郡白鳥町白鳥 九六一番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童短期入所 |
| 三七〇〇三 〇〇〇二三一 三九 | 地域支援センター まるやま 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 社会福祉法人三豊 広域福祉会 観音寺市流岡町七 五〇番地一〇 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童短期入所 |
| 三七〇〇三 一〇〇七五一 三七 | 国立療養所香川小 児病院 善通寺市善通寺町 二六〇三番地 | 国立療養所香川小 児病院 善通寺市善通寺町 二六〇三番地 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童短期入所 |
| 三七〇〇三 〇〇〇二一一 三三 | なかまの里 綾歌郡国分寺町新 名二二〇九番地四 | 社会福祉法人なか まの里福祉会 綾歌郡国分寺町新 名二二〇九番地四 | 平成十五年 三月三十一 日 | 児童短期入所 |

香川県告示第二百二十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の三第一項第二号に規定する一定の区域を次のように定める。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

特定かき養殖業

| | | | |
|-------|-------------|---|---|
| 加入区 | 加入区の名称 | 区 | 域 |
| 鴨庄加入区 | 鴨庄漁業協同組合の地区 | | |
| 志度加入区 | 志度漁業協同組合の地区 | | |

香川県告示第二百二十三号

平成十五年度及び平成十六年度に香川県が発注する建設工事及び建設工事に係る測量・建設コンサルタント業務等の指名競争入札に参加しようとする者を、次のとおり追加受付

する。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指名競争入札参加資格審査申請の受付期間及び受付場所

一 受付期間

平成十五年五月十二日

二 受付場所

香川県庁東館五階会議室

香川県告示第二百二十四号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県高松土木事務所において縦覧に供

する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 河川の名称

二 級河川新川水系春日川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成十五年四月八日

三 廃川敷地等の位置

高松市西植田町字中塚三〇〇一番地先

四 廃川敷地等の種類及び数量

土地 七五九・四六平方メートル

公 告

香川県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改

良事業を行うことについて平成十五年三月二十四日認可した。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|-------------|----------------------------|
| 高松市十河土地改良区 | 単独市費補助土地改良事業西吉田地区 |
| 香川県内場池土地改良区 | 基盤整備促進事業多肥支線地区 |
| 高松市川添土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業(横断道関連)川向三号西地区 |
| 高松市下笠居土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業神在川窪地区 |

香川県公告第二百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七十二条第二項の規定により、琴南町川東土地改良区、琴南町造田東部土地改良区、琴南町新井手土地改良区及び琴南町造田西部土地改良区が合併し、琴南町土地改良区を設立することについて、平成十五年四月一日認可した。

なお、合併前の琴南町川東土地改良区、琴南町造田東部土地改良区、琴南町新井手土地改良区及び琴南町造田西部土地改良区は、合併により解散する。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県公告第二百三十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十五年三月二十五日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量(基準点測量)

二 作業期間

平成十四年五月九日から平成十五年一月三十一日まで

三 作業地域

小豆郡 池田町
綾歌郡 綾上町

香川県公告第二百三十一号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次の基本測量を平成十五年三月二十五日終了した旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量(世界測地系への移行に伴う基準点改測作業)

二 作業期間

平成十四年十月二十一日から平成十五年三月二十五日まで

三 作業地域

高松市
小豆郡 内海町 土庄町 池田町
木田郡 三木町 庵治町

香川郡 塩江町 香川町
綾歌郡 綾上町

仲多度郡 琴南町

香川県公告第二百三十二号

丸亀市より香川中央都市計画下水道の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十五年四月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

選挙管理委員会告示

香川県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十五年三月二日次の施設を指定した旨さぬき市選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年四月八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|----------------|
| 志度音楽ホール | さぬき市鴨庄四六一〇番地四四 |

香川県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十五年三月三日次の施設を指定した旨宇多津町選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年四月八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------------|----------------------|
| サポートセンター 多目的室大 | 綾歌郡宇多津町浜五番丁四九番地七 |
| 宇多津町岩屋団地コミュニティ分館 | 綾歌郡宇多津町三四八四番地三二 |
| 宇多津町浜八番丁コミュニティ分館 | 綾歌郡宇多津町浜八番丁二二番地四・五・六 |
| 宇多津町坂下西コミュニティセンター分館 | 綾歌郡宇多津町二八〇五番地三 |

香川県選挙管理委員会告示第二十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として、平成十五年三月十七日次の施設を指定した旨

平成十五年四月八日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

綾上町選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年四月八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

| 名 称 | 所 在 地 |
|--------------------------|-----------------|
| 綾上町国民健康保険総合保健施設（いききセンター） | 綾歌郡綾上町山田下三三五番地一 |

香川県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十五年三月二日その指定を取り消した旨土庄町選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年四月八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------|----------------|
| 小江いこいの家 | 小豆郡土庄町小江九九二番地一 |

香川県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により個人演説会等を開催することができる施設として指定した次の施設について、平成十五年三月三日その指定を取り消した旨宇多津町選挙管理委員会から報告があった。

平成十五年四月八日

香川県選挙管理委員会委員長 大林 一 友

| 名 称 | 所 在 地 |
|------------|---------------|
| 宇多津町福祉センター | 綾歌郡宇多津町一九〇〇番地 |